

議案第 6 号

取手市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について

取手市特別職報酬等審議会条例（昭和 4 6 年条例第 3 号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成 2 9 年 3 月 1 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されたことに伴い、これまでは常勤の一般職であった教育長が、平成 2 9 年 4 月 1 日から常勤の特別職に位置付けられることを踏まえ、特別職報酬等審議会の審議対象に教育長の給料の額を加えるとともに、所要の文言の修正を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

取手市特別職報酬等審議会条例（昭和46年条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(所掌事項) 第2条 市長は、議会の議員の議員報酬の額並びに市長、 <u>副市長及び教育長</u> の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について、審議会の意見を <u>聴く</u> ものとする。	(所掌事項) 第2条 市長は、議会の議員の議員報酬の額並びに市長 <u>及び副市長</u> の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について、審議会の意見を <u>きく</u> ものとする。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。